

（１）措置制度の概要

介護保険制度の導入により、従来の措置制度による高齢者福祉サービスは、基本的に契約による利用形態となりましたが、介護保険法施行後も老人福祉法において、家族の虐待等により、介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な高齢者に対し、市町村が職権をもって必要なサービスを提供するために措置制度が存続しています。

措置制度には、養護老人ホームへの入所（法第 11 条第 1 項第 1 号）と やむを得ない事由による措置（法第 10 条の 4 第 1 項及び第 11 条第 1 項第 2 号）があります。

（２）養護老人ホームへの入所

省略

（３）やむを得ない事由による措置

趣旨・目的

- ・ やむを得ない事由（契約者不在や虐待等）により、介護保険サービスを受けられない高齢者に対して市町村が職権をもって利用に結び付ける制度です。介護保険サービスの利用について家族が反対していたり高齢者本人が拒否していても、市町村が職権で利用決定できるので、虐待ケースの最終的な手段として有効な制度です。
- ・ やむを得ない事由による措置については、「最終的な手段」との位置付けにより、これまで本市での実績は少ない状況ですが、虐待事例の増加により必要があれば積極的に実施することが求められています。

やむを得ない事由

やむを得ない事由として、次のような場合が想定されています。

（老人ホームへの入所措置等の指針について〔平成 18 年 3 月 31 日 老発第 0331028 号 厚生労働省老健局長通知〕）

65 歳以上の者であって介護保険法の規定により当該措置に相当する介護福祉施設サービスに係る保険給付を受けることができる者が、やむを得ない事由（ ）により介護保険の介護福祉施設サービスを利用することが著しく困難であると認められる場合

（ ）「やむを得ない事由」とは、事業者と「契約」をして介護サービスを利用することや、その前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたいことを指す。

65 歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合、又は 65 歳以上の者の養護者とその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要と認められる場合

注）ただし、いずれの場合も民法第 877 条に定める扶養義務は最優先されます。

措置の内容

市町村は必要に応じて、次のサービスを提供することができます。

なお、居宅サービスについては、市町村の義務ではなく、実施するしないは、市町村の任意

となりますが、特別養護老人ホームへの入所について、市町村は必要があれば、入所措置をとることが義務づけられています。

居宅サービス（法第 10 条の 4 第 1 項）

- ・ 訪問介護、夜間対応型訪問介護、介護予防訪問介護
- ・ 通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護
- ・ 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護
- ・ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・ 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

特別養護老人ホームへの入所（法第 11 条第 1 項第 2 号）

やむを得ない事由による措置の手順

措置対象者の発見 福祉事務所(高齢者福祉課)による調査 入所施設等の調整
入所判定委員会（長野市ケア会議） 措置決定 措置後、やむを得ない事由が解消
した場合は措置廃止

特別養護老人ホームへの入所措置の場合開催される。また、緊急性がある場合は市の職権で措置決定し事後承諾でも良い。

費用支弁

通常、介護保険制度を利用した入所となるので、9 割分は保険給付となり、残りの 1 割+居住費・食費については市が措置費として支弁します。万が一、介護保険制度が利用出来ない場合でも、全額市の措置費により支弁されます。また、措置費として支弁した費用は、市が本人等の負担能力に応じて徴収します。つまり、サービス提供側にすれば、市との間で事務手続きさえ行えば、何もしなくても確実に利用料金の回収ができることになります。

定員超過の減算免除

通常、特別養護老人ホーム・短期入所施設が利用定員を超えている場合は、100 分の 70 を乗じた減算の対象となるが、老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項並びに第 11 条第 1 項第 2 号による市町村が行った措置の場合は、定員の 100 分の 105 を乗じた得た数（定員が 40 人を超える施設は 2 人）まで定員超過が認められる。

ただし、あくまでも一時的かつ特例的なものであることから、速やかに定員超過を解消する必要がある。

（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について〔平成 12 年 3 月 8 日 老企第 40 号〕）

措置の受託義務

老人福祉法第 20 条により、施設の設置者は市町村による措置の委託を、正当な理由がない限り拒めません。

（４）長野市におけるやむを得ない事由による措置の状況

別紙「長野市におけるやむを得ない事由による入所措置（特養措置 老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号）の状況」のとおり